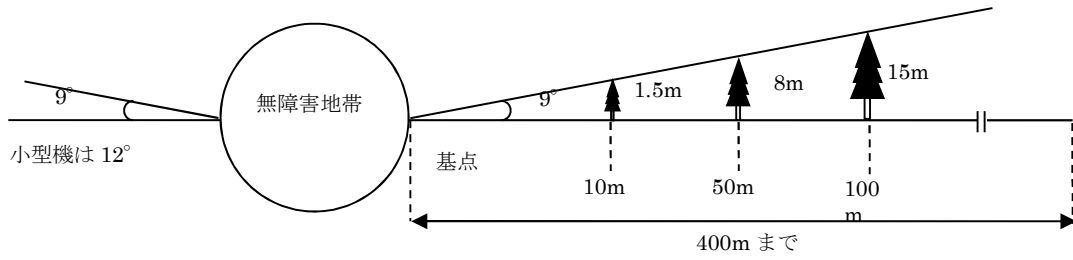
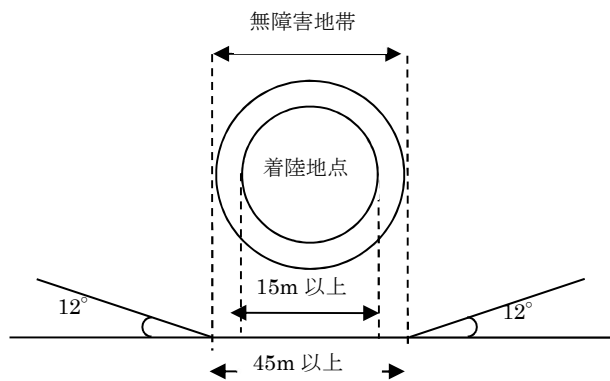


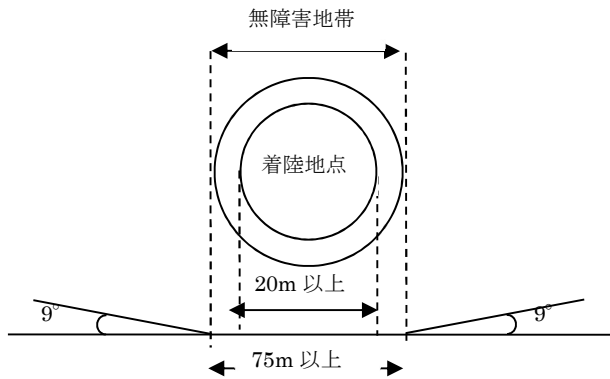
【資料 11-6】ヘリコプター離着陸地点及び無障害地帯の基準



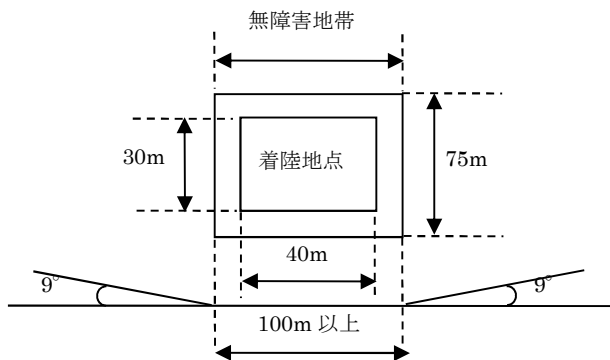
■小型機 (OH-6) の場合



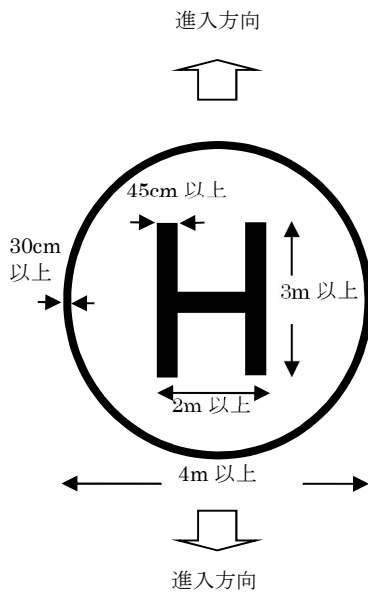
■中型機 (HU-1) の場合



■大型機 (V-107) の場合

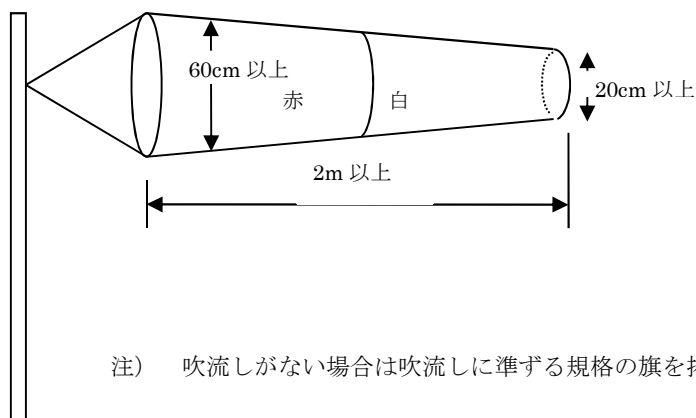


【資料 11-7】ヘリポートH記号の基準



石灰で標示
積雪時は墨汁、絵の具等で明瞭に標示

【資料 11-8】ヘリポート吹流しの基準



○生地は繊維
○型は円形帯

注) 吹流しがない場合は吹流しに準ずる規格の旗を掲揚する。

12 保健衛生・廃棄物処理関係

【資料 12-1】 県が設置する保健所

保健所名	所在地	電話
真庭保健所	真庭市勝山 591	0867-44-2990

【資料 12-2】 保健所防疫班の編成

保健所名	編成可能 班数	編成上の基本要員				補助員 (残存職員)
		環境衛生 監視員	食品衛生 監視員	防疫担当員	計	
真庭保健所	1	1	4	1	6	11

【資料 12-3】 感染症指定医療機関

名称	所在地	電話番号	病床数
津山中央病院	津山市川崎 1756	0868-21-8111	8

【資料 12-4】 防疫用資機材等

区分	防疫実施上必要な資機材 市町村において備えるべき資器材
機械具	噴霧器 携帯ラジオ カメラ 無線機
防疫用資材	作業服 作業帽 手袋 ゴム手袋 ゴム長靴 マスク ゴーグル 防護服 帽子 シューカバー 腕章 地図 フィルム メガホン リュックサック カップ 懐中電灯 水とう ビニール袋 ポリタンク 毛布 ポリバケツ
防疫用消毒薬品	石灰 クレゾール オスバン クロールカルキ

【資料 12-5】 廃棄物処理施設

名称	所在地	電話番号
クリーンセンターまにわ	真庭市樫西 290	0867-42-7453
真庭北部クリーンセンター	真庭市蒜山初和 592-1	0867-67-2526
コスモスクリーンセンター	真庭市宮地 631-1	0866-52-4230

【資料 12-6】 し尿処理施設

名称	所在地	電話番号
真庭市し尿処理施設旭水苑	真庭市野原 9-1	0867-52-0102

【資料 12-7】 死亡獣畜取扱所

名称	所在地	電話番号
晴れの国岡山農業協同組合	勝田郡奈義町皆木 318-2	0868-72-1341

13 遺体の処理関係

【資料 13-1】 火葬場

名称	所在地	電話	能力
真庭火葬場	真庭市三阪 1162	0867-42-0290	
真庭北部火葬場	真庭市蒜山初和 576-1	0867-67-2032	
真庭美新火葬場	真庭郡新庄村 1944-1	0867-67-2032	

14 自主防災組織・ボランティア関係

【資料 14-1】 自主防災組織等一覧表

1 自主防災組織

令和4年3月31日現在

組織名	自治会数	設立日
富尾自主防災会	6	H8.4.1
開田自主防災会	4	H17.4.1
下方・木山自主防犯防災会	25	H20.4.20
下見住民会	4	H21.4.1
水田防災の会	33	H21.4.1
羽仁コミュニティ協議会	4	H22.4.1
湯南コミュニティ自主防災会	5	H21.7.13
本校上地区自主防災会	11	H23.4.16
月田地区自主防災組織	26	H24.5.12
宿自主防災組織	1	H24.10.13
栃の木自治会	1	H25.1.1
古見地区防災組織	7	H24.2.26
津田自主防災組織	14	H25.3.29
上江川自主防災組織	1	H25.3.9
郷原部落自主防災組織	2	H25.3.17
見明戸自主防災組織	6	H25.4.28
神庭自主防災組織	1	H25.6.2
本郷自主防災会	10	H25.7.1
江川分館自主防災組織	6	H25.7.12
若代・下岩自主防災組織	11	H25.7.19
道目木自治会自主防災組織	1	H25.9.1
後谷自主防災組織	3	H25.7.1
富掛田自主防災組織	2	H25.12.1
西口連合防災会	3	H25.12.24
中津井せんだんの会自主防災部	15	H25.12.7
大内原地区自主防災組織	1	H26.2.24
赤野地区自主防災組織	3	H26.3.8
金屋東自主防災組織	1	H26.4.1
土居地区自主防災組織	5	H26.4.1
花園自主防災組織	1	H26.4.1
日野上地域自主防災組織	11	H26.4.1
巨東自主防災組織	1	H26.6.1
月田本自主防災組織	3	H26.5.1
二川地域自主防災会	22	H26.3.10

組織名	自治会数	設立日
神代自主防災	4	H26.7.4
下市瀬自主防災組織	4	H26.4.1
上・岩井谷自主防災組織	9	H26.9.1
巨西自主防災組織	1	H26.8.24
峪田自主防災組織	1	H26.9.5
鉄山自主防災組織	7	H26.10.16
五反自主防災組織	2	H26.12.12
野川自主防災組織	2	H27.1.3
鍋屋下自主防災組織	1	H27.1.9
中原自主防災組織	1	H27.1.4
原方団地二組自治会自主防災組織	1	H27.2.13
元町町内会防災自主組織	1	H26.1.5
黒田自主防災組織	6	H27.2.15
田口地区自主防災組織	6	H27.3.29
下原泉自主防災組織	3	H27.1.20
久保谷部落自主防災組織	1	H27.4.1
上ヶ市自治会自主防災組織	3	H27.4.1
日ノ爪自治会自主防災組織	1	H27.4.1
岡部落自主防災組織	1	H27.4.1
中和地域自主防災組織	13	H27.9.1
岩内自主防災組織	1	H27.9.18
天神町Ⅱ組自主防災会	1	H27.9.9
寿和自主防災組織	1	H27.9.30
下湯原自主防災組織	3	H27.10.27
皆畑・皆畑東自主防災組織	2	H27.11.17
社自主防災組織	7	H27.12.2
浜自主防災組織	1	H27.12.14
山の手自主防災組織	1	H27.12.13
町西地域自主防災組織	8	H27.12.25
栗原地区自主防災組織	18	H27.12.21
延風地区自主防災組織	3	H27.12.24
多田大部落自主防災組織	4	H28.1.1
田原自主防災組織	4	H28.1.20
大下自主防災組織	1	H28.1.22
仁子虬自主防災組織	1	H27.11.16
川西団地自主防災組織	1	H28.1.1
三崎自主防災組織	1	H28.2.26

組織名	自治会数	設立日
橋本住宅自主防災組織	1	H28.2.27
檜東自主防災組織	4	H28.3.1
平島地区自主防災会	4	H28.3.1
大上自治会自主防災組織	1	H28.3.6
本校下地区自主防災組織	9	H28.3.14
高瀬町4自主防災組織	1	H28.3.6
上組自主防災組織	5	H28.3.16
檜西下自主防災組織	5	H28.3.22
目地自主防災組織	1	H28.5.1
上田南部地区自主防災組織	8	H28.5.1
惣自主防災会	2	H28.5.16
釘貫小川自主防災組織	2	H28.5.16
湯本自主防災組織	5	H28.6.6
山の平自主防災組織	1	H28.6.13
上口コミュニティ協議会	2	H28.6.25
茅部野西自主防災組織	1	H28.7.7
田原山上自主防災組織	11	H28.7.1
大蛇・社田自主防災組織	1	H28.8.26
市木自主防災組織	1	H28.9.1
三阪自主防災組織	2	H28.9.5
福田自治会自主防災組織	1	H28.9.5
黒岩自主防災組織	1	H28.8.1
平松自主防災組織	1	H27.1.3
新町自主防災組織	1	H28.12.2
阿口自主防災組織	4	H28.12.1
南新町自主防災組織	1	H29.1.4
なると自主防災組織	1	H29.1.11
鍋屋中自治会自主防災組織	1	H29.1.1
台自主防災組織	3	H29.2.1
田羽根地区自主防災組織	5	H29.2.15
湯船地区自主防災組織	3	H29.3.1
余野自主防災組織	9	H29.3.4
粟住自主防災組織	1	H29.3.21
天王中曾地域自主防災組織	1	H29.3.24
別佐地区自主防災組織	9	H29.3.25
鍋屋上自主防災組織	1	H29.3.30
久見地区自主防災組織	2	H29.4.17

組織名	自治会数	設立日
西河内自主防災組織	6	H29.5.1
延助自主防災の会	2	H29.8.1
鹿田地区自主防災組織	15	H29.5.14
川崎友の会	1	H29.10.1
茅部自主防災組織	1	H29.12.1
菅谷自主防災組織	1	H30.1.11
竹原自主防災組織	1	H30.1.16
関地区自主防災組織	14	H30.3.25
向湯原自主防災組織	2	H30.3.30
砦部自主防災会	22	H30.6.19
土井谷自主防災組織	1	H30.9.5
大森自主防災組織	1	H30.10.1
北房原自主防災会	1	H30.10.15
笠木自主防災組織	1	H30.11.1
中町上自主防災組織	1	H30.12.1
巨自主防災会	1	H31.1.5
宮ノ上部落自主防災組織	1	H31.1.1
正吉自主防災組織	1	H31.1.12
山根田自主防災組織	1	H31.1.28
川上中原自主防災組織	1	H31.2.1
大庭自治会自主防災組織	1	H31.2.4
法界寺地区自主防災会	4	H31.3.1
落合垂水上町自主防災会	1	H31.3.1
中島自主防災組織	4	H31.3.3
野田自主防災組織	1	H31.3.13
飯守自治会自主防災組織	1	H31.3.20
かじや自主防災組織	1	H31.1.14
羽部自主防災組織	1	H31.3.16
上水田英賀の会自主防災部	26	H31.3.31
上中井川自主防災組織	1	H31.3.27
天神町1組	1	H31.4.1
南田自主防災組織	1	H31.4.1
上在所自主防災組織	1	H31.4.1
千町自治会自主防災組織	1	H31.4.1
原方自主防災組織	1	H31.4.1
一色自主防災組織	7	H31.4.1
西谷地区自主防災組織	4	H31.4.1

組織名	自治会数	設立日
本庄自主防災組織	6	H31.4.1
保木自主防災組織	1	R1.6.1
正富地区防災組織	1	R1.6.7
紙屋自主防災組織	1	R1.6.17
下口自主防災組織	1	R1.5.5
神ノ毛自治会防災	1	R1.7.10
山久世自主防災組織	5	R1.8.1
新建自主防災組織	1	R1.5.1
向津矢自主防災会	1	R1.8.18
桧自主防災組織	2	R1.9.1
茅森1自主防災組織	1	R1.9.1
下日名自主防災会	1	R1.10.1
西原駅前自主防災組織	1	R1.10.1
西親支部自主防災組織	3	R1.11.1
東谷自主防災組織	3	R1.11.15
金屋自主防災連合会	3	R2.1.20
中須マンション自主防災組織	1	R2.1.26
中日名自主防災会	1	R2.3.7
白梅団地自主防災組織	1	R2.4.1
東自治会自主防災組織	5	R2.4.1
城北・北部自主防災組織	4	R2.5.1
西原自治会自主防災組織	1	R2.5.20
禾津地域自主防災組織	4	R2.4.1
原林自主防災組織	1	R2.6.15
釜谷自主防災組織	1	R2.10.1
茅森2組自主防災組織	1	R2.9.28
みどり団地	1	R3.1.1
宿自治会自主防災組織	6	R3.3.1
花園下自主防災組織	1	R3.3.3
白髪自主防災組織	1	R3.3.9
中島自主防災組織	1	R3.3.16
東自主防災組織	1	R3.8.8
安行自主防災組織	1	R3.9.1
間谷自主防災組織	1	R4.3.31
田部自主防災組織	1	R4.3.31
富山根自主防災組織	1	R4.3.31

2 少年消防クラブ

令和3年4月1日現在

クラブ名	結成年月日
月田少年消防クラブ	S62.8.21
天津スポーツ少年団消防クラブ	H3.9.21
遷喬小学校少年消防クラブ	H4.7.18
美甘小学校少年消防クラブ	H5.5.25
富原小学校少年消防クラブ	H6.6.16
八束小学校少年消防クラブ	H9.7.16
川上小学校少年消防クラブ	H9.7.16
余野小学校少年消防クラブ	H9.9.3
中和小学校少年消防クラブ	H9.9.30
木山小学校少年消防クラブ	
美川小学校少年消防クラブ	
米来小学校少年消防クラブ	
檜邑小学校少年消防クラブ	
北房小学校少年消防クラブ	

3 幼年消防クラブ

令和3年4月1日現在

クラブ名	結成年月日
久世保育園幼年消防クラブ	S59.9.1
久世第二保育園幼年消防クラブ	S59.9.1
木山こども園幼年消防クラブ	S59.9.22
勝山こども園幼年消防クラブ	S59.11.27
湯原こども園幼年消防クラブ	S60.2.8
八束こども園幼年消防クラブ	S60.2.14
中和保育園幼年消防クラブ	S60.3.15
美甘こども園幼年消防クラブ	S60.7.15
落合こども園幼年消防クラブ	H19.4.11
月田保育園幼年消防クラブ	S60.12.1
富原保育園幼年消防クラブ	S61.11.27
美川こども園幼年消防クラブ	H20.4.1
川上こども園幼年消防クラブ	S62.6.8
河内こども園幼年消防クラブ	S62.7.5
愛慈園幼年消防クラブ	H3.9.29
米来こども園幼年消防クラブ	H25.4.1
草加部幼稚園幼年消防クラブ	
天の川こども園幼年消防クラブ	
北房こども園幼年消防クラブ	
久世こども園幼年消防クラブ	

【資料 14-2】 自主防災組織の各構成班の活動内容（例）

自主防災組織の各構成班の活動内容

組織	自主防災組織の活動
情報連絡班	<p>情報連絡班は、被害状況等を迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・分析・伝達を行う。</p> <p>1) 情報の収集・伝達 地域内の被害情報、関係防災機関・報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民および関係防災機関へ伝達する。</p> <p>2) 情報の収集・伝達の方法 情報の収集・伝達は、有線電話、テレビ、ラジオ、携帯電話、伝令、市の情報連絡員に対する口頭伝達等による。</p>
消火班	<p>発災時において、速やかに消火体制を確立するなど、次のような行動をとる。</p> <p>1) 状況の把握 消火班員は、次のような状況の把握に努める。 ○参集途上における火災の有無 ○道路の亀裂、建物の倒壊等による道路の通行障害の有無 ○危険物、可燃ガス等の流出の状況等 ○電線の切断の有無</p> <p>2) 情報連絡班と連絡をとりながら、地域内の各家庭に対して、出火防止、初期消火行動について呼び掛けを行う。</p> <p>3) 防火パトロールを実施して、火災を早期に発見し、直ちに消火活動を行う。</p> <p>4) 地域内に火災が発生した場合は、近隣事業所に協力を求める。</p> <p>5) 消防機関が到着した場合は、消防機関に協力して消火活動にあたる。</p>
救出・救護班	<p>1) 要救出・救護者の把握 建物倒壊による要救出者および家具の転倒、窓ガラスの落下等による負傷者の人数、症状等を調査し、その実態を把握する。</p> <p>2) 応急救出活動 倒壊物の下敷き等により、救出を必要とする者が発生した場合には、近隣居住者等の協力を求めるなど、組織としての救出活動を行う。また、火災が発生した場合には、消火活動の実施と併せて救出活動に当たる。大規模又は困難な救出作業が必要な場合は、速やかに消防機関等に対して出動を要請するとともに、救助隊が到着するまでの間、現場の安全確保に当たる。</p> <p>3) 応急救護活動 かすり傷程度の軽傷の場合には、各家庭で処置することになるが、負傷者が多数発生した場合等には、自主防災組織が、小・中学校の校庭、体育館等安全な場所を選定して、簡易救護所を開設する。この簡易救護所では、切り傷、打撲等による軽症者を対象に治療を行い、重症者については、とりあえず簡単な応急処置を行うとともに、医師又は関係防災機関等の指示を受ける。</p> <p>4) 後方医療機関等への搬送 災害現場又は簡易救護所で応急処置を施した重症者については、速やかに市が開設する救護所又は後方医療機関等への搬送する。この場合、あらかじめ救護所や医療機関の受け入れ体制を把握し、適切な処置が受けられるよう十分に連絡をとっておく。</p> <p>5) 関係防災機関への協力 発災時における迅速かつ適切な救出救護活動の確保を図るため、重症患者の救護所等への搬送、その他関係防災機関の指示および要請に協力する。</p>
避難誘導班	<p>1) 避難誘導 避難誘導班員は、市災对本部の避難誘導の指示に基づき、住民を避難場所に誘導する。なお、避難誘導に当たっては、警察官の指揮に従い秩序正しく行う。</p> <p>2) 災害弱者の緊急避難 災害弱者については、平常時から良く把握しておき、地震発生時には、いち早く安全</p>

	<p>な場所に避難させる。</p> <p>3) 避難所における混乱防止 避難所における混乱防止のため、避難所の管理職員と協力して、人心安定に努める。</p> <p>4) 秩序維持協力 避難後における市街地の盗難防止のため、危険のない範囲で担当者を警戒にあたらせる。</p>
給食給水班	<p>1) 給食の実施 市から提供された食料、地域内の家庭又は販売業者等から提供を受けた食料等の配分および炊き出し等により給食活動を行う。</p> <p>2) 給水の実施 市から提供された飲料水、水道・井戸等によって確保した飲料水によって給水活動を行う。</p> <p>3) その他 その他物資の配付があった場合には、円滑・迅速に処理する。</p>

15 防災意識の普及関係

【資料 15-1】 各種の予防運動実施時期

予防運動	実施時期
防災とボランティア週間	1月15日～21日
防災とボランティアの日	1月17日
春季全国火災予防運動期間	3月1日～7日
建築物防災週間	3月1日～7日、8月30日～9月5日
山火事予防運動月間	3月1日～31日
水防月間	5月1日～31日
山地災害防止キャンペーン	5月20日～6月30日
がけ崩れ防災週間	6月1日～7日
土砂災害防止月間	6月1日～30日
危険物安全週間	6月第2週
火薬類危害予防週間	6月10日～16日
河川水難事故防止週間	7月1日～7日
道路防災週間	8月25日～31日
防災週間	8月30日～9月5日
防災の日	9月1日
救急の日	9月9日
救急医療週間	9月9日を含む1週間
国際防災の日	10月の第2水曜日
高圧ガス保安活動促進週間	10月23日～29日
津波防災の日	11月5日
秋季全国火災予防運動期間	11月9日～15日
雪崩防災週間	12月1日～7日

真庭市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 17 年 3 月 31 日

条例第 118 号

改正 平成 31 年 3 月 25 日条例第 6 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 災害弔慰金の支給(第 3 条—第 8 条)

第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 9 条—第 11 条)

第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 12 条—第 15 条)

第 5 章 補則(第 16 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金(以下「弔慰金」という。)の支給及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金(以下「障害見舞金」という。)の支給並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金(以下「援護資金」という。)の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(弔慰金の支給)

第3条 市長は、令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により市民が死亡したときは、その者の遺族に対し、弔慰金を支給する。

(弔慰金を支給する遺族)

第4条 弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次のとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条の規定に該当する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、弔慰金の支給に関し遺族に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、障害見舞金の支給を行うものとする。

(障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(援護資金の種類及び限度額)

第13条 援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次のとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しての住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き3パーセント以内とする。

3 第1項の保証人は、援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 11 条までの規定によるものとする。

第 5 章 補則

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 58 年勝山町条例第 29 号)、落合町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年落合町条例第 33 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年湯原町条例第 8 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年久世町条例第 23 号)、美甘村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 57 年美甘村条例第 14 号)、川上村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 57 年川上村条例第 166 号)、八束村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 57 年八束村条例第 25 号)、中和村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年中和村条例第 8 号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 57 年北房町条例第 35 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 31 年 3 月 25 日条例第 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

真庭市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 17 年 3 月 31 日

規則第 71 号

改正 平成 31 年 3 月 29 日規則第 18 号

令和 3 年(2021 年) 3 月 31 日規則第 26 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 災害弔慰金の支給(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 4 条・第 5 条)

第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 6 条—第 18 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、真庭市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 17 年真庭市条例第 118 号。

以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手續)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項を調査の上支給するものとする。

(1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日

(2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況

(3) 死亡者の遺族に関する事項

(4) 支給の制限に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、市民が本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被害証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項を調査の上支給するものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(貸付利率)

第6条 条例第14条第2項に規定する保証人を立てない場合における措置期間経過後の利率は、1パーセントとする。

(借入れの申込み)

第6条の2 災害援護資金(以下「援護資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを必要とする援護資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び援護資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査するものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、援護資金の貸付けを決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)により借入申込者に通知するものとする。

2 市長は、援護資金を貸し付けないことを決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)により借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書)(様式第5号)に援護資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付等)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、その理由及び猶予期間その他

市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認めたときは、その期間その他必要な事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)により借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めないときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)により借受人にその旨を通知するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記した違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を承認したときは、期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)により借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払免除を認めないときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)により借受人にその旨通知するものとする。

(償還免除)

第15条 援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、その理由を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認めたときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)により当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めないときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)により当該申請者に通知するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名等の変更届)

第 17 条 借受人は、借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事実に変更を生じたときは、速やかに氏名等変更届(様式第 16 号)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 18 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年(2021 年) 3 月 31 日規則第 26 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

以下様式省略

様式第 1 号(第 5 条関係) 診断書
様式第 2 号(第 6 条関係) 災害援護資金借入申込書
様式第 3 号(第 8 条関係) 災害援護資金貸付決定通知書
様式第 4 号(第 8 条関係) 災害援護資金貸付不承認決定通知書
様式第 5 号(第 9 条関係) 災害援護資金借用書
様式第 6 号(第 12 条関係) 繰上償還申出書
様式第 7 号(第 13 条関係) 償還金支払猶予申請書
様式第 8 号(第 13 条関係) 支払猶予承認通知書
様式第 9 号(第 13 条関係) 支払猶予不承認通知書
様式第 10 号(第 14 条関係) 違約金支払免除申請書
様式第 11 号(第 14 条関係) 違約金支払免除承認通知書
様式第 12 号(第 14 条関係) 違約金支払免除不承認通知書
様式第 13 号(第 15 条関係) 災害援護資金償還免除申請書
様式第 14 号(第 15 条関係) 災害援護資金償還免除承認通知書
様式第 15 号(第 15 条関係) 災害援護資金償還免除不承認通知書
様式第 16 号(第 17 条関係) 氏名等変更届

【資料 17-1】 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域



(注) ——— : 範囲
- - - - : 事業所敷地境界

【資料 17-2】 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書

昭和54年 7月28日
平成元年 3月17日 変更
平成12年 4月 1日 変更
岡山県、上齋原村
国立研究開発法人
日本原子力研究開発機構

岡山県（以下「甲」という。）、上齋原村（以下「乙」という。）及び(独)日本原子力研究開発機構（以下「丙」という。）は、丙の人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）の事業に関し、センター周辺の住民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、良好な自然環境を確保することを本旨として、次のとおり協定を締結する。

（関係法令の遵守等）

第1条 丙は、センターにおいて行う施設の建設及び施設の運営管理にあたっては、関係法令及び条例を遵守することはもとより、更に安全確保及び公害の防止並びに環境の保全に万全の措置を講ずるものとする。

2 丙は、施設の保安規定を遵守するほか、運転及び保守にあたる要員の教育、訓練を積極的に行う等施設の運営管理に万全を期するものとする。

（放射性物質の放出等）

第2条 丙は、施設から放出する放射性物質及びふっ素等について、別表1に定める管理目標値により管理するものとする。また、その放出低減についても、技術開発に最善の努力をするものとする。

（自然環境の保全）

第3条 丙は、地域の自然環境を保全するため、センター内の自然の保護、緑化等を積極的に進めるものとする。

（防災対策）

第4条 丙は、防災体制の充実強化を図るとともに、地域の防災対策に積極的に協力するものとする。

（新增設計画）

第5条 丙は、施設の新増設を計画し、又はその計画を変更しようとするときは、甲及び乙の了解を得るものとする。

（放射性物質等の監視体制の強化）

第6条 丙は、施設から放出する放射性物質及びふっ素等について、監視体制の充実強化を図るものとする。

2 甲及び丙は、それぞれ別に定める監視測定計画に基づいて監視測定を実施するものとする。この場合において、丙が実施する監視測定に係る測定項目等については、法令に定めるもののほか、別表2に定めるものを下廻らないものとする。

3 丙は、甲が実施する監視測定に協力するものとする。

4 丙は、第2項の規定により実施した監視測定の結果を甲に提出するものとする。

5 丙は、第2条に定める管理目標値を超える数値を測定したときは、その都度甲及び乙に連絡するとともに、その原因の調査等適切な措置を講ずるものとする。

（測定結果の公表）

第7条 甲及び丙は、前条及び第2項の規定により実施した監視測定の結果について、甲が別に定めるところにより設置する岡山県環境放射線等測定技術委員会の検討及び評価を経たのち公表するものとする。

（平常時の報告）

第8条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について、別に定めるところにより報告するものとする。

- (1) 各年度の事業計画
- (2) 施設の運転状況
- (3) 施設の建設工事の進捗状況

(通報)

第9条 丙は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、直ちに甲及び乙に通報するとともに、適切な措置を講じ、その状況を報告するものとする。

- (1) 法令に定める値を超えた被爆又は環境への放出があったとき。
- (2) 施設に放射性物質及びふっ素の使用又は取扱いに支障を及ぼす故障があったとき。
- (3) 放射性物質及びふっ素の輸送中に事故があったとき。
- (4) 放射性物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (5) センター内で火災その他の災害等の緊急事態が発生したとき。

(立入調査等)

第10条 甲又は乙は、この協定の施行に必要な限度において、丙に報告を求め又は、甲及び乙の職員に立入調査をさせることができるものとする。

(適切な措置の要求)

第11条 甲及び乙は、立入調査の結果並びに監視測定の結果等により地域の安全対策上特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、丙に対し適切な措置を講ずることを求めるものとする。

2 丙は、前項の規定により甲及び乙から適切な措置を講ずることを求められたときは、誠意をもってこれに応じるものとし、その措置の状況を甲及び乙に報告するものとする。

(苦情等の処理)

第12条 丙は、施設の建設及び運営管理等に関して環境保全及び安全確保に係る苦情又は紛争が生じた場合は、誠意をもって適切な措置をとり、その解決にあたるものとする。

(損害の賠償)

第13条 丙は、丙の事業に起因して地域住民に損害を与えたときは、誠意をもってその損害を賠償するものとする。

(覚書の締結)

第14条 この協定の施行にあたり必要があるときは、甲、乙及び丙は、別に協議のうえ細目等に関し覚書を締結するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくは解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

昭和54年7月28日

甲	岡山県知事	長野 士郎		
乙	上齋原村長	三船 續昌		
丙	動力炉・核燃料開発事業団	理事長	瀬川 正男	
立会人	津山圏域振興協議会会長	津山市長	生末 敏夫	

【資料 17-3】 特定事象の通報基準

事 象	通 報 基 準	備 考
① 放射線測定設備での検出	(1) 2地点以上で $5 \mu\text{Sv/h}$ (γ 線) (2) 1地点で $5 \mu\text{Sv/h}$ (γ 線)が10分間継続 (3) $5 \mu\text{Sv/h}$ 以下であっても、1地点で $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上 (γ 線)が10分間以上継続、または2地点以上で $1 \mu\text{Sv/h}$ (γ 線)の場合には、中性子線の合算で $5 \mu\text{Sv/h}$	落雷の影響を除く
② 排気中放射能濃度	周辺監視区域環境付近で $50 \mu\text{Sv}$ 相当の濃度に対応するモニタ指示上昇	
③ 管理区域外での検出 (火災、爆発等)	(1) $50 \mu\text{Sv/h}$ が10分間継続 (2) 公衆の被ばく限度相当濃度の50倍の放射性物質 (3) 測定が困難で(1)又は(2)の可能性があると判断した場合	(2) については $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当
④ 運 搬 (事業所外)	(1) 容器から1m離れた地点で $100 \mu\text{Sv/h}$ (2) 放射性物質の漏えい又は相当する状況	
⑤ 臨 界	(1) 臨界状態の発生 (2) 臨界のおそれがある場合	

(注) 放射線測定設備で $1 \mu\text{Sv/h}$ の γ 線線量率を検出した場合、可搬型測定器で中性子線の測定を行う。

別表 1

項 目	管 理 目 標 値		
排 水	管理区域における数値		
		(3.7)	
	全α線又は全β線	2.2×10^{-3}	Bq/cm ³
	ウラン	2.2×10^{-3}	Bq/cm ³
	ラジウム	1.8×10^{-3}	Bq/cm ³
	ふっ素	8~10	mg/l
排 気	管理区域における数値		
		(3.7)	
	全α線	7.4×10^{-9}	Bq/cm ³
	ウラン	1.8×10^{-9}	Bq/cm ³
	ラジウム	3.7×10^{-9}	Bq/cm ³
	ふっ素	3.3×10^{-4}	mg/m ³
河 川 水	敷地境界における数値		
	ウラン	1.1×10^{-3}	Bq/cm ³
	ラジウム	3.7×10^{-5}	Bq/cm ³
	ふっ素	0.5	mg/l
大気ダスト	敷地境界における数値		
	ウラン	1.4×10^{-9}	Bq/cm ³
	ラジウム	7.4×10^{-10}	Bq/cm ³
	ふっ素	3.3×10^{-4}	mg/m ³
土 壌	河底土		
	ウラン	1.8	Bq/g
	ラジウム	1.8	Bq/g
	畑土・水田土		
	ウラン	1.8	Bq/g
	ラジウム	0.74	Bq/g
空間線量率	敷地境界における空間線量率		
	γ線	0.087	μGy/時

(注) () の数値は、ウラン濃縮工場における数値

別表 2

センター周辺の監視測定に係る測定項目等

項 目		件 数	測定対象	測定方法	測定頻度
大気中のダスト		12件/回	全α線 ウラン	放射能測定 化学分析	2回/年
土 壤	河底土	3件/回	全β線 ウラン ラジウム ふっ素	放射能測定 化学分析 放射能測定 化学分析	2回/年
	水田土	3件/回			
	表土	6件/回			
陸 水	飲料水	4件/回	全α線 又は全β線 ウラン ラジウム ふっ素	放射能測定 化学分析 放射能分析 化学分析	2回/年
	河川水	22件/回			
空間線量	3月間の 積算線量	8件/回	γ線	熱蛍光線量計	2回/年
樹 葉	松又は杉	6件/回	全β線 ウラン ふっ素	放射能測定 化学分析 化学分析	2回/年

【資料 17-4】 飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種： ^{131}I ）
飲料水	$3 \times 10^2 \text{ Bq/kg}$ 以上
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）	$2 \times 10^3 \text{ Bq/kg}$ 以上

対 象	放射性セシウム
飲料水	$2 \times 10^2 \text{ Bq/kg}$ 以上
牛乳・乳製品	
野菜類	$5 \times 10^2 \text{ Bq/kg}$ 以上
穀類	
肉・卵・魚・その他	

対 象	ウラン
飲料水	20 Bq / kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類	1 × 10 ² Bq / kg 以上
穀類	
肉・卵・魚・その他	

対 象	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 (²³⁸ Pu, ²³⁹ Pu, ²⁴⁰ Pu, ²⁴¹ Am, ²⁴² Cm, ²⁴³ Cm, ²⁴⁴ Cmの放射能濃度の合計)
飲料水	1 Bq / kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類	10 Bq / kg 以上
穀類	
肉・卵・魚・その他	

注) 乳児用として市販される食品の摂取制限の指標としては、ウランについては20 Bq / kg を、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種については1 Bq / kg を適用するものとする。ただし、この基準は、調理され食事に供される形のものに適用されるものとする。

なお、上記の対象物中の放射能濃度の定量に当たっては、以下の文部科学省放射能測定方法シリーズを参照することとする。

- ・ 放射性ヨウ素 : 15 「緊急時における放射性ヨウ素測定法」
- ・ 放射性セシウム : 7 「ゲルマニウム半導体検知器によるガンマ線スペクトロメトリー」
24 「緊急時におけるガンマ線スペクトロメトリーのための試料前処理法」
29 「緊急時におけるガンマ線スペクトル解析法」
- ・ ウラン : 14 「ウラン分析法」
- ・ プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 :

- 1 2 「プルトニウム分析法」
- 2 1 「アメリシウム分析法」
- 2 2 「プルトニウム・アメリシウム逐次分析法」
- 2 8 「環境試料中プルトニウム迅速分析法」
- 3 0 「環境試料中アメリシウム241, キュリウム迅速分析法」

【原子力施設等の防災対策について（防災指針）から関係部分抜粋】

18 様式

【様式 18-1】災害関係

様式 1 - 1 (災害発生時)

災 害 発 生 通 報

報告日時	年 月 日	市町村名	電話番号
	時 分	報告者名	

災害名 _____ 第 _____ 報

災害の概況	発生場所			発生日時	年 月 日		時 分					
被害の状況	死傷者	死者	人	重傷者	人	住家	全壊	棟	世帯	床上浸水	棟	世帯
		不明者	人	軽傷者	人		半壊	棟	世帯	床下浸水	棟	世帯
							一部損壊	棟	世帯			
					非住家	公共建物全壊	棟		その他全壊	棟		
						公共建物半壊	棟		その他半壊	棟		
応急対策の状況	災害対策本部設置状況			設置	年 月 日		時 分					
				解散	年 月 日		時 分					
	○避難指示等の発令状況											
	種 別 :	高齢者等避難 ・ 避難指示 ・ 緊急避難確保										
発令の日時 :	年 月 日		時 分									
解除日時 :	年 月 日		時 分									
対象地区等 :												
対象人員 :	世帯		人									
○避難所の設置状況												
開設避難所 :												
○対応状況												
その他												

災害速報（即報・確定）

市町村名				区分			被害		
災害名	報告番号	報告者名	区分	被害	田	流出・埋没	h a		
						冠水	h a		
報告者名	区分	被害	死者	人	畑	流出・埋没	h a		
						冠水	h a		
報告者名	区分	被害	うち災害 関連死者	人	学校	箇所			
						行方不明者	人	病院	箇所
負傷者	重傷	軽傷	人	人	道路	箇所			
						人	橋りょう	箇所	
住家被害	全壊	棟	世帯	人	河川	箇所			
						棟	海岸	箇所	
住家被害	半壊	棟	世帯	人	港湾	箇所			
						棟	漁協	箇所	
住家被害	一部損壊	棟	世帯	人	砂防	箇所			
						棟	下水道	箇所	
住家被害	床上浸水	棟	世帯	人	都市公園等	箇所			
						棟	清掃施設	箇所	
住家被害	床下浸水	棟	世帯	人	崖崩れ	箇所			
						棟	鉄道不通	箇所	
非住家	公共建物	棟	棟	棟	被害船舶	隻			
						棟	水道	戸	
非住家	その他	棟	棟	棟	電話	回線			
						棟	電気	戸	
非住家	その他	棟	棟	棟	ガス	戸			
						棟	ブロック塀等	箇所	
非住家	その他	棟	棟	棟	り災世帯数	世帯			
						棟	り災者数	人	
非住家	その他	棟	棟	棟	火災発生	建物	件		
						棟	危険物	件	
非住家	その他	棟	棟	棟	火災発生	その他	件		

区分		被害	災害対策本部等の設置状況	設置日時	日	時	分
公立文教施設	千円			解散日時	日	時	分
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小計	千円						
その他	農産被害	千円	災害救助法適用	適用日時	日	時	分
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
		千円					
		千円					
	その他	千円					
被害総額		千円		119番通報件数 件			
災害の概況							
応急対策の状況	消防機関等の活動						
	自衛隊の災害派遣						その他

※ 被害額は省略することができる。

(注) 記入要領

項 目		記 入 要 領
人の被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められた者。（実際には災害弔慰金が支給されていない者も含めるが、当該災害が原因で所在が不明な者。）
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを母屋の付属建物とみなす。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として扱う。
	全 壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構成部（壁、柱、はり、屋根又は階段）の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元どおりに使用できるもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構成部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
	公 共 建 物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

項 目		記 入 要 領
そ	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に漬かったものとする。
	畑の流出・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学 校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	損 壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不可能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
	冠 水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	通行不能	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河川海岸	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。
の	破 堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越 水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れこむ状態のものとする。
	そ の 他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
港 湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
下 水 道	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第2号に規定する下水道施設とする。	
都市公園等	都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条第2号に掲げる公園又は緑地とする。	
清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。	
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。	
船舶被害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
他	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において断水している戸数とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において停電している戸数とする。

項 目		記 入 要 領
そ の 他	ガ ス	ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定するガス小売事業により供給されるガスが供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあっては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り 災 者		り災世帯の構成員とする。
火 災 発 生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被 害 額	公立文教施	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び都市公園等とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
（注）災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は括弧外書きするものとする。		
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
そ の 他 の 被 害 額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
災害対策本部の設置状況		災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。
消防機関の活動状況		地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による応援があった他の市町村の消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。 なお、確定報告の際は、消防職員と消防団員に分けて出動延べ人員を記入すること。
自衛隊の災害派遣		自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

様式2

人的被害・住家被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時刻	時 分		
発信機関		受診機関			
発信者名		受診者名			
内 容					
発 生	日 時	日 時 分			
	場 所				
	原 因				
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1 死亡 2 行方不明 3 重傷 4 軽傷			
	氏名等	(氏名) (生年月日) (性別)			
	住 所				
	収容先				
	その他参考事項(応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)				
住 家 被 害 の 状 況	全 壊	半 壊	一 部 損 壊	床 上 浸 水	床 下 浸 水
	棟	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	人	人	人	人	人
	応急対策の状況				

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の時限		日 時 分現在		受信時刻		時 分	
発信機関				受診機関			
発信者名				受診者名			
内 容							
避 難 状 況	避難先	地区名	避難の勧告、指示 の種類及び日時	世帯数	人 数	屋内 屋外 の別	今後の見通し
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
救 護 所 開 設 状 況	救護所名	設置場所	収 容 人 員		実 施 機 関		
			重 傷	軽 傷			

様式5

商工関係被害

(第 報)

報告の期限	日 時 分現在	受信時期	時 分
発信機関		受診機関	
発信者名		受診者名	

(市町村名：)

(単位：千円)

区分	商業関係		工業関係		その他		計	
	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
商工関係全般								
うち中小企業								

(注) 1 中小企業の定義(中小企業基本法)

- ① 工業・鉱業等については、従業員300人以下又は資本金3億円以下の事業所
- ② 卸売業については、従業員100人以下又は資本金1億円以下の事業所
- ③ 小売業については、従業員50人以下又は、資本金5千万円以下の事業所
- ④ サービス業については、従業員100人以下又は、資本金5千万円以下の事業所

2 業種区分

商業関係には、卸売業・小売業(飲食業を含む)を、工業関係には製造業を、その他には建設業・運輸通信業・サービス業を記入すること。

3 被害者数は事業所数で記入すること。

4 観光関係被害は経常しないこと(様式6に計上すること。)

様式 6

観光関係被害

(第 報)

報告の期限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

区 分	被 害 数	被 害 額	備 考
県 営 施 設 関 係		千円	
市 町 村 営 施 設 関 係			
団 体 営 施 設 関 係			
会 社 個 人 営 施 設 関 係			
合 計			

(注) 備考欄には、施設名等参考事項を記入すること。

様式7

林野火災被害

第1号様式(火災)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他	
出火場所							
発生日時	月 日 時 分		(鎮圧日時)		(月 日 時 分)		
(覚知日時)	(月 日 時 分)		鎮火日時		月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業者名 (代表者氏名)				
出火場所			出火原因				
死傷者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた理由		
	負傷者	重傷	人				
		中等症	人				
		軽傷	人				
建物の概要	構造		建築面積		m ²		
	階層		延べ面積		m ²		
焼損程度	焼損棟数	全焼 棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積		m ²
		半焼 棟			建物焼損表面積		m ²
部分焼 棟	林野焼損面積	ha					
ぼや 棟							
り災世帯数	世帯		気象状況				
消防活動状況	消防本部(署)		台		人		
	消防団		台		人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人		
救急・救助活動状況							
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式 8

社会福祉施設被害状況

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	報告の時限	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

内 容

被害施設区分		ア 生活保護	イ 身体障害者福祉	ウ 知的障害者施設
		エ 老人福祉	オ 婦人保護	カ 児童福祉
		キ 保健施設	ケ その他 ()	
発生	日 時	月 日 時 分		
	場 所			
	原 因			
状 況	被害施設名			
	管理者	(電話)		
	被害程度 (概要)			
	人的被害			
	応急対策の 状況			
	復旧見込			
	被害額 (千円)			
	その他 参考事項			

【様式 18-2】自衛隊派遣関係

年 月 日

知 事あて

市町村名

災害派遣に関する要請

標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

自 平成 年 月 日 時から

至 平成 年 月 日 災害が終了するまで

注：用紙の大きさは、A4とする。

年 月 日

知事あて

市町村名

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日

注：用紙の大きさは、A4とする。

【様式 18-3】り災者関係

り 災 者 台 帳

(表面)

番 号	第 号	世帯人数					
		氏名	続柄	性別	年齢	学年	摘要
り 災 者 区 分	全壊(焼)・流失・半壊(焼)・床上浸水・床下浸水						
住 所							
世 帯 主 氏 名							
職 業							
災 害 の 原 因							
り 災 年 月 日							
り 災 場 所							
り 災 状 況	住 宅						
	その他の家屋						
	家 財						
	生 命						
	そ の 他						
備 考							

(注)

- 1 本台帳の大きさはA4
- 2 負傷者等についてはそれぞれの氏名欄の摘要に記載

(裏面)

月日	援護状況等

(注)

援護状況等欄には救助用支給物資の内訳はもちろん仮設住宅生業資金医療救助等救助内容を記載しできれば義損金品の内容も明記すること。

(表面)

第 号

り災証明書

世帯主職氏名						家族数
住 所						
災 害 の 原 因						
り災年月日時	年	月	日	時	分	
り 災 場 所						
り 災 状 況	住 家	自家・借家 全壊、半壊、全焼、流出、床上浸水、床下浸水				
	家 財	滅失、流出、焼失、き損 分の1以上				
	生 命	死亡 名、重傷 名、軽傷 名、行方不明 名				
	そ の 他					
世 帯 人 口	氏 名	続柄	性別	年齢	学年	摘 要
備 考						

上記のとおり災したことを証明する。

年 月 日

真庭市長

印

(注) (1) 本証明書の大きさはA4とする。

(2) り災状況の「住家」と「家財」は該当事項「○」印を付する。

(3) 死亡者等は摘要欄に、その旨記載すること。

仮り災証明書

第 号 り災者住所

世帯主氏名

1 り災の種別

2 災害の状況

3 世帯員 名

内 大人 男 名 女 名

小人 男 名 女 名

乳児 名

4 その他

上記のとおりり災したことを証明する。

年 月 日

真庭市長

印

注意事項

- 1 この証明書は、 月 日 時に において本証明書と切り替えますから必ず持参してください。
- 2 この証明書では、救助用の物資の支給その他救助は受けられませんから必ず本証明書に切り替えてください。

(注)記載事項のうち、内容の明確でないときは、判明事項のみ記載し他は斜線で抹消する。

避難所用物品受払簿

品名	ローソク	単位 呼称	本	真庭市			
年 月 日	摘 要		受	払	残	備考	
13. 9. 10	○ ○○○商店 ○○避難所 ○○避難所		100	30 20	70 50	@8 800円	
計			100 (800円)	100 (800円)	0		

(注) (1) 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。

(2) 「備考」欄に購入金額を記入すること。

(3) 最終行欄に受・払・残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

避難所設置及び収容状況表

							真庭市
避難所の 名称	所在地	種別	開設期間	実人員	開設日数	延人員	備考
○○ 避難所	○○	既存建物	9月10日から 9月14日まで	50人	5日間	300人	○○ 小学校
○○ 避難所	大字○○ 字○	野外仮設	9月10日から 9月12日まで	100	3	130	天幕利用
計		既存建物	9月10日から 日間 9月14日まで	7 500	7	1,900	4ヶ所
		野外仮設	9月10日から 日間 9月12日まで	3 30	3	130	1ヶ所

(注) (1) 「種別」欄は、既存建物の場合と野外仮設の場合に区分すること。

(2) 「計」欄には、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分別に合計しておくこと。

【様式 18-5】 救護関係

救助日報

報告機関			受信機関				
発信者			発受時間				
報告時間	月	日	時現在	受信者	月 日 時 分		
避難所開設	開設期間	開設日時	日 時	県より受入又は 前日より繰越量		点	
		閉鎖予定日	月 日	本日支給	全滅失世帯数 (世帯) 点		
	既存建物	個所数	カ所		半失、床上浸 水世帯数 (世帯) 点		
		収容人員	人	翌日への繰越量		点	
野外仮設	個所数	カ所	医療助産救助	医療班出動数	班		
	収容人員	人		救助地区			
炊出期間	開始年月	月 日		診療者数	医療	人	
	終了予定日	月 日		助産	助産	人	
炊出し	炊出個所数			カ所	医療	施設数	カ所
	炊出人員	朝		人	助産	診療人員	人
		昼		人	助産	施設数	カ所
		夕		人	助産	診療人員	人
		計		人	救助終了予定月日 月 日		
給水	供給地区数			地区	救出地区		
	供給人員		人	救出した人員		人	
	給水量		m ³	今後救出を要する人員		人	
	給水開始月日		月 日	救出終了予定月日		月 日	
	期間終了予定日		月 日	救出の方法			

学用品支給	県より受入れ又は前日より繰越量点		死亡原因別人員	死体処理		
	本日支給	小学生		全失世帯数 () 点	死体洗浄	体
		中学生		半失(床上浸水)世帯 () 点	死体縫合	体
	翌日への繰越量	小学生		全失世帯数 () 点	死体消毒	体
		中学生		半失(床上浸水)世帯 () 点	死体保存	既存建物利用 カ所
			仮設建物	カ所		
埋葬救助	前日までの埋葬		体	死体処理機関		
	本日埋葬	大人		体	今後死体処理を要する死体	
		小人		体	死体処理終了予定月日	
		計		体	障害物除去を要する戸数	
	翌日以降の要埋葬数		体	本日除去した戸数		
埋葬終了予定日		月 日	今後除去を要する戸数			
搜索地区			障害物除去の終了予定月日			
死体の搜索	搜索を要する死体		体	公用車使用		
	本日発見死体		体	借用車使用		
	今後の要搜索死体		体	救助の種類		
	搜索の方法					
搜索終了予定月日		月 日				
仮設住宅	着工月日	(戸)	月 日	人夫	人夫雇上数	
	竣工月日	(戸)	月 日		従事作業	
住宅修理	着工月日	(戸)	月 日	備考		
	竣工月日	(戸)	月 日			

救護（医療）班出動報告書						
医療班名		医療班所属		日 時		
職名		氏 名		区 分		
班長	医師			出動日時		
班員				〇〇地区		
				自	月	日
				至	月	日
				時	分	分
				〇〇地区		
				自	月	日
				至	月	日
				時	分	分
				解放日時		
				月 日 時 分		
				(使用車両の所属等)		
計		名		摘要		

救護（医療）班編成及び活動記録

真庭市

期間	市町村名	診療患者数	死体検案数	班の編成	班長職氏名	備考

救護（医療）班診療記録

〇〇 救護班

班長医師氏名

㊞

年月日	市町村名	患者氏名	年齢	病名	措置概要	備考
13.9.15	真庭市	山川一郎	35	骨折		

救護（医療）班薬品衛生材料使用簿

〇〇 救護班

班長医師氏名

㊞

医薬品衛生材料品名	単位呼称	単位	摘要	受	払	残	備考
カンポリジン	A	15 円		12	8	4	120 円
20%サイアジン 5 cc	A	15		24	12	12	660 円
						計	残品返納
						780 円	

(注) (1) 本簿は、救護業務従事期間中における品名ごとの使用状況を明らかにするものであること。

(2) 「摘要」欄に受入先を記入すること。

(3) 「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入しておくこと。

【様式 18-6】死体処理関係

死体処理台帳

死亡年月日	死亡原因	死体発見の日時及び場所	死亡者		遺族		洗浄等の処置費			死体一時保存の場所及保存期間	備考
			住所氏名	年齢	住所氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額		
13.9.10	溺死	9.10 16:00 〇〇地区	真庭市〇番地 〇〇〇〇	54	真庭市〇番地 〇〇〇〇	次女	縫合針	2	35 円	〇〇寺 9.10 から	9.15 火葬に付す。
							アルコール	1	100		
							ガーゼ	1	100		

埋葬台帳

死亡年月日	死亡原因	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行なった者		埋葬費				備考
			住所氏名	年齢	死亡者との関係	住所氏名	棺(附属品を含む)	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
15.9.10	溺死	15.9.10	真庭市〇番地 〇〇〇	10	伯父	真庭市〇番地 〇〇〇	円	円	円	円	埋葬費 円支給
〃	溺死	15.9.10	真庭市〇番地 〇〇〇	54		真庭市〇番地 真庭市長					遺族氏名 〇〇〇〇〇

(注) (1)埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入しておくこと。

(2)市長等が棺、骨箱等を現場で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかなりしておくこと。

(3)埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入しておくこと。

【様式 18-7】 義えん金関係

義援金品抛出者名簿

年月日	住 所	氏 名	抛出区分	真庭市
				数 量
13.9.10	真庭市〇〇	〇 〇 〇 〇	現金	〇〇円
〃	真庭市〇〇	〇 〇 〇 〇	衣類	〇点

(注) (1) 記載例に準じて記載する。

<p>義えん金品受領書</p>		<p>No.</p>
<p>(住所氏名)</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p>1 現金 ¥ 〇〇〇</p> <p>2 物資 〇〇〇〇梱包</p> <p>ただし、〇〇災害の義援金として上記のとおり受領しました。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p>	<p>機関名</p> <p>(取扱者 ㊟)</p>	

(注)(1) 複写式とし、事前に機関別のおしNo.を付しておく。

(2) 控えは義えん金品受領記録として保管し、関係帳簿への基礎記録とする。

(3) 各機関の財務規則等の定めにより扱う場合は、本表式事項をただし書等に付記することとして差し支えない。

(4) 物資区分は実情に即して記載する。

義援金受払簿

年月日	摘 要	受	払	残	てん末
14. 9.10	バケツ 〇〇商店より	100 個			9.20 配分
〃	衣料 〇〇会社従業員	10 個			9.20 配分
〃	現金 〇〇中学生徒会	5,450 円			9.10 現金出納簿へ転記
14. 9.20	物資 〇〇市ほか 2 市村		10 個 20 梱 50 点		550 点 100 個で 2 梱とする。

(注)(1)この帳簿は、受入れてから配分するまでの受払及びてん末を記録する。ただし、現金については、現金出納簿へ転記し、その時に払出記帳する。

なお、物資と現金の口座を設け現金出納簿と併用しても差支えない。

(2)記載方法は、記載例に準じて行う。

【様式 18-8】 災害用応急米関係

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

真庭市
市長 ○印

災害用応急米配給割当申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1. 被災者給食用 延 人 精米 キログラム
2. 救助作業者および緊急復旧作業者給食用
延 人 精米 キログラム
3. 理 由

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

真庭市
市長 ㊟

災害用応急米配給申請書

月 日の による災害用応急米を下記のとおり申請します。

記

1. 被災者給食用 延 人 精米 キログラム
2. 救助作業者および緊急復旧作業従事者給食用
延 人 精米 キログラム
3. 米穀類販売業者別購入数量
米穀類販売業者名
購入数量 (精米 キログラム)
4. 応急米使用状況

【様式 18-9】水防実施状況報告書

様式 8

水防実施状況報告書

(水防箇所ごとに作成するもの)

(作成責任者)

管理団体名									指定 非指定の別				
水防実施時の 台									開始年月日	令和 年 月 日			
水防実施箇所	川 左岸 右岸								所要 経費	人 件 費	管理団体分	県支出分	合計
	地先 m										手当	円	円
日時	自 月 日 時		至 月 日 時							その他	円	円	円
	計									計	円	円	円
出動人員数	水防団体	消防団体	その他	計				物件 費		資材費	円	円	円
	人	人	人	人						器具費	円	円	円
										燃料費	円	円	円
										雑費	円	円	円
										計	円	円	円
水防作業の 概況及び工法	工法 箇所 m									合計		円	円
水 防 の 効 果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	使用 資材	俵	俵	俵	俵	
	m	ha	ha	戸	m	m	人		むしろ	枚	枚	枚	
被害	m	ha	ha	戸	m	m	人		縄	kg	kg	kg	
									丸太	本	本	本	
									その他				
他の団体からの 応援状況									立ち退きの状況及び それに示した理由				
居住者出動状況									水防功労者氏名、年令、 所属及びその功績概要				
警察の援助状況									堤防その他の施設の異常の有無及 び緊急工事を要するものが生じた ときはその場所及び損傷状況				
現場指導員 氏名									水防活動に関する反省				
水防関係者 の死傷									備考				